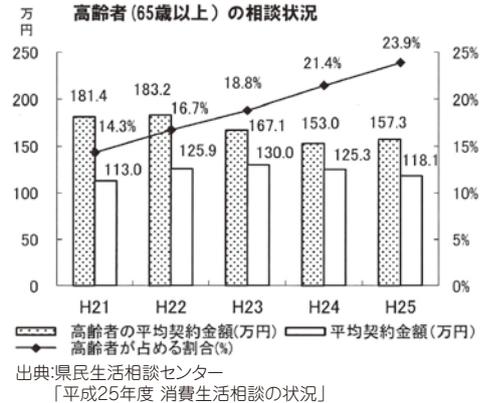


高齢者の消費者トラブル急増!!

～高齢者の不安につけ込んで契約を強いる悪質業者～

高齢者が抱えるさまざまな不安につけ込み、「あの手この手」で契約などを強要する悪質業者が後を絶ちません。

岐阜県消費生活相談センターが発表した「平成25年度消費生活相談の状況」によると、県全体に占める高齢者の相談割合は、前年より2.5ポイント上昇して**23.9%**となり、**過去10年間で最高**となりました。また、高齢者の平均契約金額は、県全体の平均契約金額118.1万円より39.2万円高い**157.3万円**となり、高齢者の被害の深刻さがあります。(振り込め詐欺ともうけ話詐欺の金額は含まれていません)



高齢者をねらう主な商法

●送り付け商法

突然「注文を受けた商品を送る」という電話があり、健康食品・健康器具・書籍・カニなどが代金引換の宅配便で送られてくる。

「いりません」とはっきり言いましょう。
まったく覚えがない請求は無視し、下記の機関に相談しましょう。

●点検商法(リフォーム工事)

「無料点検でまわっています!」と訪問し、「このままでは危険」と言って、屋根の補修・外壁・床下補強・塗装工事などを無理やり契約させる。



契約を急がせ、お金を要求されたら「怪しい」とまず疑いましょう。被害に早く気が付けば、クーリング・オフができます。

●振り込め詐欺(母さん助けて詐欺)

「オレオレ」と身内に電話をかけてきて、「会社のお金を使いこんだ」などと多額の振り込みを要求する。最近、自宅や、指定された場所(駅など)での現金手渡しが多い。

警察(交番)に届けましょう。
警察安全相談室 ☎272-9110

●靈感商法

家庭訪問や路上で、「先祖のたたり」や「不幸が起きる」と声をかけ、その災いや不幸から逃れるために高級な印鑑・数珠・仏像を無理やり買わせる。

契約を急がせ、お金を要求されたら「怪しい」とまず疑いましょう。被害に早く気が付けば、クーリング・オフができます。

●催眠商法

「無料プレゼント」を売り物に会場に人を集め、高揚した雰囲気の中で高額な健康食品・高級羽根布団・着物などを強制的に購入させる。



「無料」に惑わされず「今だけ」「あなただけ」の言葉を警戒し、疑いましょう。被害に早く気が付けば、クーリング・オフができます。

●もうけ話詐欺

「必ずもうかる」「高配当」「値上がり確実」と利益のみを強調して、金融商品の購入を勧誘する。現在、預金金利が低い消費者心理に巧みにつけ込んで、現金をだまし取る。

警察(交番)に届けましょう。
警察安全相談室 ☎272-9110

一人で判断せず、家族間で事実を確認し、話し合しましょう。

◆相談連絡先

消費者ホットライン ☎0570-064-370
県民生活相談センター ☎277-1003
役場環境経済課消費生活相談窓口 ☎388-1301

(第1・第3月曜日は専門相談員による相談も行っています。<17ページ参照>)